

# 広報特別委員会記録

令和4年8月18日

【開催日】 令和4年8月18日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時1分～午前10時57分

【出席委員】

委員長	森山喜久	委員	大井淳一郎
委員	奥良秀	委員	笹木慶之
委員	中岡英二	委員	宮本政志

【欠席委員】

委員	福田勝政		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	河口修司	事務局次長	島津克則
主査兼議事係長	中村潤之介	議事係書記	若野みちる

【審査内容】

1 広聴特別委員会への申入れについて

---

午前9時1分 開会

---

森山喜久委員長 それでは、おはようございます。ただいまから広報特別委員会を開催いたします。本日、福田議員から欠席の届出が出ております。それでは広報特別委員会、付議事項1、広聴特別委員会への申入れについてです。先日、私たち広報特別委員会で申入書を確認させていただいて、広聴特別委員会に提出させていただきました。そして、8月12日の広聴特別委員会での議論を報告させていただきたいと思います。1につきましては、意見交換会に広報特別委員会も参加するということが、了承していただきました。2につきましては、議会だより及び今後の広報活動に市民目線の意見をいち早く取り入れるため、9月定例会前に意見交換会を行うことによって効果的に市議会モニターの職務を遂行できる

と考えられるため、告示前の8月22日、23日、24日に意見交換会を開催していただきたいという要望をこちらから申し入れさせていただきましたが、結果として、広聴特別委員会としては、8月30日、31日、9月1日に開催していくと決定されております。そして3の意見交換会は公開したほうがいいという形につきましては、また今後、広聴特別委員会でこちらの議論は深めていくという話になりました。この度、特に議論の中心になりましたのは、2の意見交換会の日程になります。その焦点はどうしても告示前にするのか、告示後にするのかという中で、告示前であれば資料はないと。告示以降であれば本会議の議案も分かるということで、そちらがあったほうが、より意見が深まるのではないかという話も広聴特別委員会で出ましたが、あくまで、議案の関係、議案審議については市議会モニターには直接関係ないと。市議会モニターの職務としましては、委員会運営はどうか、本会議運営がどうかという話のところではないのかという議論をする中で、告示日以降は、どうしても私たち市議会議員は議案審査第一という状況になるので、そちらのほうに集中するべきであると。今の状況で調整できるならば、22日、23日、24日で開催していただきたいという話は再三再四行っておりましたが、結果として、30日、31日、9月1日という話となっております。取りあえず、申入書の報告は以上になりますが、皆さん方から確認したい点や、質問とかはありますか。この前の広聴特別委員会の報告は以上で……（発言する者あり）今、言いましたように広聴特別委員会での議論はそのような形になりまして、この度、広報特別委員会を開催させていただいた内容は、その申入書の返答を受ける中で、先ほどちょっと報告に入れさせていただきました告示日以降、8月30日、31日、9月1日に市議会モニターの意見交換会をという形で一応、広聴特別委員会には配慮していただいたんですけれども、あくまで告示日以降は、議案審査第一として進めるべきという認識の中で、この度の日程については、広報特別委員会は参加できないということを確認していきたいと思っております。

宮本政志委員 今の流れですと、広聴特別委員会が8月30日、31日9月1日と日程を決めたから、これは決めるのは当然、広聴特別委員会に権限がありますから決めていいんですが、その場合にどうするかっていうことを委員長はお聞きしたいんですかね。広報特別委員会としてどうするかってことをお聞きしたいんですか。

森山喜久委員長 言葉足らずですみませんが、正にそのとおりです。8月30日、31日、9月1日となったけれど、広報特別委員会としてどうするかということ。

宮本政志委員 そうしますと、私も12日の広聴特別委員会を傍聴させていただきましたけど、前回の広報特別委員会での22日、23日、24日の日にちを設定したっていうのは二つ理由があったと思います。一つは、特に新しく市議会モニターになった方の初めての大きな職務として9月定例会でしょうと。だから9月定例会の前に、市議会モニターとの意見交換をしてもらったら、9月定例会に向けて市議会モニターの職務を充実させることができるっていうことが理由と、もう一つは今、委員長が言われたように、26日の告示日に議案を各議員に配られますよね。これは、もともとは高松議長が議案あるいは議案に関係する資料を1日でも早く、議員の手に渡るようにっていう配慮がなされた結果、今、少しずつ早くなっているんですね。議員に資料や議案が来るのがね。これは、やはり、議会としても議員としても、議案を審査することが一番重要であるという観点からのことなんですよ。今のこの二つが、広報特別委員会で22日、23日、24日という日にち、つまり、26日の告示日より前に25日は前日ではたばたするだろう、だから22日、23日、24日という、広報特別委員会で決定したと。私も傍聴しておりましたが度々、森山委員長はそのことを言われました。言われましたけど、広聴特別委員会の中では、その理由に対する根拠の議論というのはほとんどというか、全くなかったと思います。ただ、急に言われてもとかね、市議会モニターに言うのに日にちがないとかね、そういう論点が少しず

れた議論で30日、31日、1日になったと思うんですよ。だから私は、結論からすると、これで30日、31日、1日でもいいですよって話になってしまうと、もともと広報特別委員会が出した、22日、23日、24日の根拠、論拠がずれてしまいますんで、これはもう見送ってはと。そして別段、広報特別委員会単独で市議会モニターたちの意見交換というのはできますんで、難しいではなく、これできますんで、別段、広聴特別委員会ではなければできないってわけじゃないって私は思っていますから、単独で今後もし必要であれば、広報特別委員会でやればいいと思います。以上の理由から、私はもうこれ見送って今回中止にしたらいいと思います。以上です。

中岡英二委員 広聴特別委員会で8月30日、31日、9月1日に実施したいというのは、告示後にそういう議案を持って意見交換をしたいという意図は分かるんですけども、私はやはり広報特別委員会で決まりました告示前に市議会モニターとの意見交換をするのがベストではないかなと思います。広聴特別委員会は8月30日、31日、9月1日に実施されるのはいいんですが、これは市議会モニターの都合もあると思います。別の日を取って広報特別委員会でやるのには賛成ですが、やはり市議会モニターの日程というか、その辺を十分考慮してやらないと、日程が近いと市議会モニターにもやはりお忙しい方が多いと思いますんで、その辺の日程はきちんと調整して別の日にやるべきではないかなと思います。以上です。

笹木慶之委員 今の広報特別委員会から広聴特別委員会への申入れの件で、これを冷静に見てみると、結果的には、開催する日にちの問題だけが違っておるといことですね。そもそも冷静に考えてみると、この22日、23日、24日というのは、前回8月9日の広報特別委員会のと時から考えても非常にタイトなスケジュールであったと思うんですよ。私自身はこれ、資料が間に合うかなあというような感じがありましたが、委員長から広聴特別委員会へあらかじめ話をしてあるということでしたから、

それだったら話をしてみてくださいと言ったと思うんです。そういった形で、広聴特別委員会が受けられたと。広聴特別委員会は、もともと9月の定例会の後に広聴特別委員会を開くつもりで、この時期開くような様子がなかったような感じがあるんですよね。調整の結果、広報特別委員会が申入れをしたから、8月30日、31日、9月1日に行いたいということになったんじゃないかなあと思うんですが、なぜそう言うかという、事務局から私に連絡があって、細かい内容は別として、30日、31日、1日の時間的にはどうですかちゅう打診があったんです。私自身は、今のところならね、それについては問題ないですよと言ったんですが、なぜかなちゅう気が実は少しよったわけですよね。ですが、もちろんそれは、22日、23日、24日が難しいという前提での話だと思うんですけど、そういう経過を踏まえて考えるならば、やはり、議員としての議案審査という重要な案件、それももちろんのことですが、やはり市議会モニターというのは、その市民目線に立った市民の感覚の中での行うことであるから、それはそれとしてやっぱり重視しなくてはならんんじゃないかなという気がしております。どうも一連の流れを見てみると、いきなりこの告示後のこの日にちでは無理なんだというところに、飛躍していくのはいかなものかなあという気がします。ただ、1点気になるのは、とは言いながら今日はもう18日ですよね。今、市議会モニターに対する資料が事務局で間に合うのかどうか。まだ、どんなことを聞くのかというようなことも決まっていないし、私、前回言いました過去の反省、これもまだもらっていない。これに間に合うのかどうかということが一つ疑問なんです、それらを含めて、熟慮したいと思っています。

森山喜久委員長 過去の反省っていうのは、何を指すのですか。

笹木慶之委員 最後に言ったじゃないですか、前にアンケートをやった結果のことを。結果を見てしないと、私たちは分かったつもりであるが、議員も替わっておるし、やはりもう一度どういったことの意味があったのか

よく反省した中で、対応すべきということが当然あると思います。そのことを言うておりますからその資料が欲しいということですね。

宮本政志委員 昨日、事務局、平成22年のときのアンケートの結果はメールで来ちゃったと思うんですけど、その辺り確認したいんですけど。

若野議会事務局議事係書記 昨日メールで、アンケートの結果についてはお送りさせていただきました。前回の委員会の際に、笹木委員より、このアンケートを活用して、何か変わったことがあるのか等を確認しておいでくださいとのことでした。会議録を全部見たわけではないんですが、当時の委員に聞いた内容は、アンケートの結果をもって、市民と議会が遠い存在であることを確認したので、請願の受付や市民懇談会、あと議会報告会の開催と裏づけともなるルールづけとして制定した議会基本条例の根拠として活用させていただきましたとのことでした。一応この場で御報告させていただきます。以上です。

森山喜久委員長 笹木委員にはアンケート結果はメールで届いていなかったですかね。

笹木慶之委員 私は今パソコンの状態が悪いんですよ。だからまだ十分それが把握できておりません。

森山喜久委員長 後、プリントアウトしたものをちょっとお配りしたほうがよろしいですかね。今じゃなくてよろしいですか。（発言する者あり）

宮本政志委員 今、ちょっと笹木委員が今言われたことが何か幾つもあったんで、ちょっと論点整理をしていただきたいと思います。つまりその22日、23日、24日という開催で広報特別委員会が、一応申入れをしたけども、30日、31日、1日と広聴特別委員会が決定したと。その件に関して森山委員長はどうしますかってことで今、広報特別委員会で意見を今聞

かれていますね。それで、過去の資料とかうんぬんっていうのを今言われましたけど、結果的には先にはどういうふうに結論をお考えなのかっていうのを、もう少しちょっと論点整理して明確に的確にお知らせください。

笹木慶之委員　そもそもの話は22日、23日、24日で、広聴特別委員会に申入れがしてあるということであるから、それならば、オーケーだろうと。非常にタイトなスケジュールあるけれども大丈夫かなということで、再度、申し入れますということが原点に来ているわけです。その中で、結果的にこうなったわけですが、広聴特別委員会の中の意見、あえて私は言いません。言いませんが、結論的に30日、31日、1日でどうだろうかという意見になったんでしょ。広聴特別委員会はそういうふうにやるからとなったんでしょ。

森山喜久委員長　広聴特別委員会では8月30日、31日、9月1日で決定。

笹木慶之委員　それが22日、23日、24日の置き換えとして持ってきたということですよ。

森山喜久委員長　はい、そうなります。

笹木慶之委員　ということは、広聴特別委員会の中でそれに決まったということであるならば、やはり、広報特別委員会も経緯といいますか、当初の計画を覆してでも、広報特別委員会にある程度合わせていこうという誠意が見られるわけですよ。それならば、広報特別委員会も、やはり、多少の妥協しながら、それは完璧ではないとしながらも、前提論はしっかり受け止めて考えていくべきじゃないかなと思っているわけです。ただ、問題は、今日は18日になっておりますが、事務局で以後のいろんな事務整理といいますかね、そういったものが間に合うのかどうかということとはむしろ心配なんですけど、間に合えば、この30日、31日、1



日に行うということも含めて検討すべきじゃないかなという意見を申し上げておるわけです。間に合わなければ別ですよ。

森山喜久委員長 あくまで間に合う前提で、間に合うのであれば、8月30日、31日、9月1日を検討すべきではないかっていう意見でよろしいんですかね。

宮本政志委員 そうすると、さっき僕が冒頭に言いましたよね、前回の委員会では、26日の告示日に議案が出ると。議案が出たら、やはり議案の審査というのが、議会、各常任委員会、あるいは議員として一番優先されるべきことであるからと、先ほど二つ理由を言いましたよね。それと、今、それは覆してでも、30日、31日、1日にするべきだと。つまり議案が出ても、その後でもいいじゃないかって今おっしゃっているんで、この間、広報特別委員会で、22日、23日、24日の3日間に決めたその論拠の二つ、9月定例会の前にあったほうが、特に初めて市議会モニターになった方にとっては、職務に関して、意見交換の中で、「よし、じゃあ9月定例会に対してこういうふうに職務を全うしていこう」というきっかけにもなるというこの二つに関してはどのようにお考えで今の発言があったんですかね。

笹木慶之委員 議員について、議員は、議案に対して真摯に受け止めて、それに向かって対応するということはもちろんのことです。市議会モニターについては、告示前であっても後であっても、議案が届いておるという事案があれば、それはそれとしてまた新たなものを生まれてきますし、私はむしろそりゃ新しい内容も含まれてきて、市議会モニターにとってはそんなに問題ないんじゃないかなと思います。それから、議員として考えた場合に、もちろん本会議を中心に物を考えるということは重要なことですが、それから後は、これは事務局の問題ですね。やはり、時間はそんなにタイトではないと思うし、しっかり議論する場もあるし、研究、検討する場も私自身はあると思っています。以上です。

宮本政志委員　そうするとね、今二つですね。じゃあ、今の笹木委員のお話でいくと議案が出てきてから議案に対して市議会モニターの意見を聞いたほうがいと受け止めたんですけど、そういう意味で言われたんですか。

笹木慶之委員　広報特別委員会が言っておるのはここにあるように、あくまで、議会だよりを読んだという、この辺りの議会広報という考え方の問題ですから、そのこと自体には関係しないかと思います。しかし、市議会モニターの考え方の中には、やはりそういったものが織り込まれる可能性もあるということを申し上げたわけであって、それは分かりません。

宮本政志委員　今、確かに前回の広報特別委員会で、私も少し反省しているところが、この22日、23日、24日の3日間で一応、広報特別委員会としては、申入れをすると決めたけど、この日にちがもし違う日にちになった場合はどうするべきかっていうのは議決も取っていないし、またそのときに、笹木委員が今言われたような意見も踏まえて前回出ていれば、もし22日、23日、24日がずれて広報特別委員会が決定した場合になってしまったんですけどね。その辺りは致し方ないから、今日の委員会で今、委員長決めようとしていらっしゃるんですけど、もう少し、この辺りってというのは、今意見が割れていますんでね。特に冒頭から言っていますように、ただ22日、23日、24日と、ぱっと思いつきで広報特別委員会で決めたわけじゃないでしょ。いろいろ議論した中で二つの根拠をもって決めたわけなんで、その辺りを踏まえて、少し進めていただきたいなと思いますね。

森山喜久委員長　一旦、暫時休憩します。35分から再開したいと思います。

---

午前9時24分　休憩

---

---

午前9時37分　再開

---

森山喜久委員長　それでは広報特別委員会を再開いたします。告示前の8月22日、23日、24日に意見交換会を開催してほしい旨で広報特別委員会として求めておったところを、8月30日、31日、9月1日のところで調整してもいいんじゃないかという御意見もあったと思います。事務局にちょっとお尋ねしますが、こちらの8月30日、31日、9月1日に対しての、実際、今、市議会モニターの状況とかはどんな感じですか。

島津議会事務局次長　現在、15名中9名から御返事は頂いております。以上です。

森山喜久委員長　まだ、全員の方からまだ返事は来ていないということでしょうですね。

島津議会事務局次長　すぐにでも連絡等を取って、確定させることはできます。

宮本政志委員　今のは、先ほど笹木委員が言われた30日、31日、1日でも今の市議会モニターの状況が可能なら、笹木委員はやったほうがいい、30日、31日、1日でね。可能じゃなければ、無理じゃないかっていうように受け止めたんやけど、ただ、今の状況だけじゃなくて、事務局としたら、この30日、31日、1日の日程に関しては、スムーズにいけそうかどうかというのを確認してもらわんと、今の状況だけじゃよう分からん。15人中9人の返答が出ていますだけじゃ。

島津議会事務局次長　特に問題なく開催はできるかと思います。あとは、広報特別委員会で、市議会モニターに聞くことを何点か決められたと思いますが、もう少し具体的に決められるのかなと思っております。以上です。

宮本政志委員　今の次長の決められるのかなっていう発言は、あくまで30日、

31日、1日でもう開催しますという前提で言われたんですが、そこは少し違ってね、30日、31日、1日はやろうと思えばもうこのままスムーズに今できる環境にありますよと。ただし、広報特別委員会としたら、もともと言った、前回の委員会で言った、もう何度もさっきから言っているけど根拠の二つ。その前提があるから、もう30日、31日、1日っていうのは見送ったほうがいいっていうのが私と中岡委員の意見です。それに対しては、今、笹木委員は、もうできるならやったほうがいいという意見でしょ。その広報特別委員会が出した、根拠の二つに関してはどういうふうに解釈したらいいかっていう返答もらっていませんが、そのほかの委員の方がどうお考えかってことせんとやね。別にまだ、もう今30日、31日、1日でそのままやっていきますって広報特別委員会で決定したわけじゃないんで、その辺りしっかり進めてください。

森山喜久委員長　まずは、笹木委員に、もともと広報特別委員会で決定した8月22日、23日、24日でしていく等のところも踏まえてでも、できるのであれば8月30日、31日、9月1日にするという理由があれば、ちょっとそちらを答弁いただきたいと思います。ほかの委員の皆さんはどのような意見があるか、ちょっと後、お聞かせいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。まずは笹木委員、ありますか。

笹木慶之委員　何度も言っているんで、余りもう言いたくないんであれですけど、そもそも、市議会モニターとの意見交換会をいつやろうかから始まって、それは22日、23日、24日で、告示前のこれでいったらどうかと。その理由づけまで話もありました。しかしそのときにね、既に広聴特別委員会に話をしているということだったから、それならば、いろんなことを言うよりも、その線で決まっておるんであれば、それでいけばいいじゃないかと私は判断したわけです。ただ、それをする前に、やはり過去の反省をきちっとしたほうがいいからというんで、今お手元に配付されておりますが、そのことをあえて指摘をして、それを配付してもらいました。ただ問題は、事務的にまだほかにもいろいろあるんです

から、それがタイトな状態で間に合うのかなという心配をしておりましたが、そのさなかに、広聴特別委員会から、いろいろ議論があった結果、広聴特別委員会の中で、この30日、31日、9月1日という日にちが設けられたということが今回の話なんですよね。それであるならば、やはり市民目線に立った形の中で、できるだけ早く市議会モニターとの意見交換やったほうがいいんじゃないかなというのが私の率直な気持ちです。たしかに議案を前にして、いろいろと議員も大変なことは分かりますが、しかし、議会中であっても、私も市民の皆さんからいろいろ相談を受けますが、今、議会中だからというお断りはしません。やはり時間を空けて対応しておりまして、今までも。となれば、やはりこの問題は、特に市議会モニターとの議会だよりに関する問題であるならば、やはりいろいろあったとしても、多少無理があったとしても実務的に可能であれば、いかななものかなと。やはり検討していくべきじゃないかなという意見を先ほど申し上げたとおりです。以上です。

奥良秀委員 最初の広報特別委員会的时候には、22日、23日、24日という日にちでという話がありました。その最初の日にちを出されたときには委員長から、「こういう日にちを広聴特別委員長に話をさせてもらっています」という前提がある中で話をさせてもらいました。（後刻訂正あり）私の考えとしては、議員として、この9月定例会の議案が配られた後にやるっていうのは、議案の審査をやる中でどうなのかっていう話の中なんですけど、今、笹木委員も言われたとおり、私もこの議案をもらってからも市民の人からの意見を聞くこともあります。やはり皆さんがこの中で、市議会モニターとの意見交換を何のためにするかっていうところでは、要は市民目線に立って、市議会モニターの意見を聞きたいということが大前提だったと思います。確かに広報特別委員会の中では、前回の中では、22日、23日、24日という日にちは決めましたが、やはり、いち早く情報を聞きたいっていう広報特別委員会でのお話もありましたので、もし、できることであるのであれば、広聴特別委員会で言われたその日にち、8月30日、31日、9月1日、全てができるか

どうか分かりませんが、このようなところで話を聞いていくっていうのも、やはり早く、1年間何もしなかったっていうところが大前提にありますんで、やったほうが私はいいと思います。以上です。

宮本政志委員　そうすると、今、笹木委員と奥委員が言われたのは、26日の告示日に議案が出てくるから、しっかり議案を審査するためっていうこととか、あるいは先ほどから言っているように9月定例会で初めて市議会モニターの職務に当たる方にとって、その前がいいだろうということじゃなくて、あくまで、森山委員長が広聴特別委員長と、もう22日、23日、24日で話をつけているから、それが理由として、22日、23日、24日でオーケーを出したんだと。最後に異議は別に出ませんでしたけどね。そうであるから、別段、広聴特別委員会が30日、31日、9月1日で言ってきたことに関しては賛成だということは今、確認を取れました。

森山喜久委員長　今の件について、御異議はありますか。

奥良秀委員　たしかに今、広聴特別委員長と広報特別委員長が、8月22日、23日、24日で、どうでしょうかという話をされましたということは、森山委員長は前段で言われたと思うんですが、その後に、要は広報特別委員会の中でも、意見を早く聞いて1年間何もしないと。広報特別委員会として、今から議会だよりをどういうふうに進めていくのか。広報活動に、今からどういうふうに進めていけばいいかっていうことで、市議会モニターの意見を聞きたいっていうことが大前提でありました。基本的には、広聴特別委員会は9月の定例会終了後に、市議会モニター会議をする予定でしたが、広聴特別委員会の提案としては、22日、23日、24日はできないけど、8月30日、31日、9月1日やったらどうでしょうかっていう話もあったので、私としては、早く意見を聞けるほうがいいと思いました。だから、賛成させていただきました。以上です。

宮本政志委員 だから、さっきから言っているように、9月の定例会が終わって、議会だよりのことを広報特別委員会で話し合うよりも、確かに1日でも早くっていう議論になったと。そうすると、9月2日の本会議初日より、以前に、1日でも早くやったほうがいい。じゃあいつやりますか、22日、23日、24日と決めた根拠はさっきから言っている二つなんですよ。だから今、笹木委員と奥委員は、その根拠は関係ないと。とにかく1日も早くやったほうがいいと。それから委員長が広聴特別委員長と話をつけられたんでしょという前提で、私は22日、23日、24日で最初はええよって言ったけど、それが駄目なら、広聴特別委員会の言うとおりでいいんじゃないんですかっていうのが今お2人の意見。そのとき前回の広報のときに僕全部、会議録が頭入っていないんで、森山委員長は、広聴特別委員長の矢田委員長と22日、23日、24日で話をして、矢田委員長から承諾を得ていますってという発言がありましたかね。僕はなかったように記憶していて、打診はしているけども、22日、23日、24日で広聴特別委員長からも、それでいいですよっていう、承諾をもらっていますってという発言はなかったと思うんです。その辺りちょっと事務局教えて。

若野議会事務局議事係書記 すみません。まだ会議録は完成していないんですが、私が確認している中では広聴特別委員会の矢田委員長とお話はしていますって話で（後刻訂正あり）、ただ日程自体は広聴特別委員会の中で決めることだからっていうので、承諾を得たってという話ではなかったと思います。以上です。

宮本政志委員 今、事務局おっしゃるとおりでね、今回の件っていうのは、広聴特別委員会があくまで日程を決めることであって、あるいは、広報特別委員会の申入れをどうするかっていうことも受け入れるか受入れないかも決めるのは広聴特別委員会であって、それで22日、23日、24日という日にちでもう承諾をもらっていますってという話でもなかったわけですよ。だから、笹木委員と奥委員が言われたのは22日、23日、

24日って森山委員長が、もう矢田委員長と話をして、その日にちでいいですよと言っているから、私はそれでいいと承諾したんだっていう勘違いされるような発言があったんでね、その辺りは、森山委員長ちゃんと確認されたほうがいいですよ。

笹木慶之委員 私が言ったことを勝手に語句を変えて、発言してもらったら困ります。誰も確定しておりません。ただ森山委員長の立場を考えて、ね、あらかじめ広聴特別委員会に申入れしてあるということだから、しっかり協議してくださいよということは申し上げたと思いますよ。だから、もちろん広聴特別委員会が決定するという前提の中で、あくまで広報特別委員会が申入れをするわけですからね。その日程で申入れをするという意見に反対しなかったということです。それで、その結果、広聴特別委員会で協議をされたのであれば、その協議結果をやはり受け止めるべきじゃないかということを今申し上げているわけ。ただ物理的に間に合うかどうかということが、今の時点でまた新たな問題となってきますが、そこを申し上げたわけであって、決して決定しておるということをやったわけじゃありません。

森山喜久委員長 暫時休憩させていただきたいと思います。

---

午前9時50分休憩

---

---

午前10時16分再開

---

森山喜久委員長 それではお疲れ様です。広報特別委員会を再開いたします。では先立ちまして、事務局から発言があるということです。

若野議会事務局議事係書記 先ほど、会議録の確認の話があったと思うんですが、休憩の間に会議録を確認させていただきました。森山委員長が委員会の中で、日程について広聴特別委員長と調整をしたということは会議



録中に残っておりませんでしたので、先ほどの私の発言は訂正させていただきます。日程の要望として、先ほどの3日間を出していく、最終決定は広聴特別委員会にあるっていうのが森山委員長の発言でしたので、訂正させていただきます。

森山喜久委員長 今、事務局ありましたように、8月22日、23日、24日で決定という発言ではなく、要望として出しているということで、御確認いただきたいと思います。ここで踏まえて御意見ありますか。

奥良秀委員 では、私も今事務局で記録を確認された中で、私が言った文言の中で、22日、23日、24日の日にちに対して、広聴特別委員長と広報特別委員長が話をしたということがなかったということを確認できましたので、その点について私も修正させていただきます。

大井淳一朗委員 22日、23日、24日ということで要望として広聴に投げたと。広聴特別委員会は、本来なら9月定例会後に定例的な市議会モニターとの意見交換をする予定だと。議論を聞いてみますと、とはいえ、広報特別委員会が、議会広報について、いち早く市議会モニターから意見を聞きたいということで、妥協じゃないけど折衷案みたいな形で出てきたということで、返ってきたわけでございます。それを受けて、今、広報特別委員会の中で議論しているんですが、日程、先ほどの理由にあります告示後に市議会モニターと意見交換するかどうかということについては、意見が分かれていますし、この会は多数決でどうこうできる問題ではないと思っておりますので、やはりそもそも、日程の調整が難しかったところもありますので、今回は、30日、31日、1日も含めて、もう流すべきではないかなと思っております。ですから、9月定例会が終わった後というのは、私も、30日、31日、1日で、広報特別委員会単独でということも模索してみたいんですけども、広報特別委員会単独で市議会モニターと意見交換することについては、まだ、広聴特別委員会委員会の中でもコンセンサスを得られていません。その議論がし

っかりしていない以上、私も何でもありじゃいけないと思います。今後、広報特別委員会が単独で、市議会モニターと意見交換することについてはどうするかということも議論していかなきゃいけないと思っておりますので、ここは一旦流して、9月定例会後にどうするかということ、再度協議していけばいいのかなと思っております。以上です。

森山喜久委員長 今、大井委員から今回の日程の関係、ちょっと調整が難しいので、流したほうがいいのかということと、広聴特別委員会に対して、広報特別委員会単独で市議会モニターとの意見交換会を開催することができるかどうかを再度確認するという提案が2点ありましたが、皆さんどうでしょうか。

宮本政志委員 今、大井委員が言われたことってというのは理解できるんですね。30日、31日、1日に関しては、私と中岡委員は見直しと当初から言っていますから、その点については異論はありません。それと、確かに広聴特別委員会で市議会モニター制度を扱っていますから、市議会モニターとの意見交換に関しては、基本的には広聴特別委員会が主催して、そしてそこに、広報特別委員会として参加させてくれないかというのが今回の申入れの原則だったと思うんですよね。だけど今、委員長が言われたように、先ほど大井委員も言われたように、そもそもこの市議会モニターとの意見交換というのが、広聴特別委員会単独ではなくて、広報特別委員会、あるいはデジタル化推進特別委員会、それぞれがやろうと思えばできる私はできるという解釈を持っているんですけど、先日次長から「難しい」ということもあって、確かに難しい理由ってというのは、いろいろあると思います。だからその辺りの議論をしっかりと広聴特別委員会、広報特別委員会がそれぞれやって、結果として、広聴特別委員会のみでしかできないんだってなれば、今回のような申入れの方法になるし、いやいや単独でできますと言うのであれば単独でやるか、あるいは効率化を図って合同でやるかっていうのも、今後のことになってくると思います。その市議会モニターとの意見交換というのが、各特別委員

会が単独でできるのか、あるいは広聴特別委員会のみなのかっていうのは非常に重要な議論になってくるんで、そこはまた緊急に、早々に議論して、結論を出して行っていきたいと思います。以上です。

森山喜久委員長　まずは今回、8月22日、23日、24日、あと8月30日、31日、1日、市議会モニターとの意見交換会の日付なんですけど、こちらを今回一旦流すべきという意見も出てきましたが、どのようにお考えでしょうか。ほかの委員の方、どうでしょうか。

中岡英二委員　私もこの22日、23日、24日と30日、31日、1日に、このタイトなスケジュールの中でやるのはちょっと無理があるかなとは話しているうちに思いました。そもそも22日、23日、24日っていうのは広聴特別委員会抜きで、広報特別委員会だけでやるということになると思います。先ほど大井委員も言われたように、その辺の特別委員会と市議会モニターとの在り方を、もう一度、広聴特別委員会、広報特別委員会、デジタル化推進特別委員会を含めて議論した上で実施するのがいいかなと思いますので、この度は、両方流して、9月以降に市議会モニターとの話し合いをできればと思います。以上です。

笹木慶之委員　話が少し変わったようですが、そもそも、この広報特別委員会、広聴特別委員会に、議会だよりについて市議会モニターに意見を聞こうという申入れをしたわけですね。というのが現行では、やはり広聴特別委員会が、今の担当というか、窓口になっておりますから、広報特別委員会単独でというわけにいかないという前提だった。そうしたところが、先ほど言いましたが、22日、23日、24日では、いろんな面で無理であるということで、広聴特別委員会はそもそも予定しておいた市議会モニターとの話し合いを繰り上げて、そして30日、31日、1日と変更になったと私は理解しています。そうなれば、広報特別委員会だけで、これを取り下げるということではなしに、今、話ありましたように、それらを含めての協議をされたらどうだろうかと思うんですよ。

いわゆる広聴特別委員会とすれば、30日、31日、1日ということにせつかくそうされたんだけど、それも応じかねるので、終わった後に再調整してやってもらえないかというふうなことであれば、穏やかに収まると思うんです。だから、私が申し上げたのは、もともとは、私たちが、広報特別委員会はこうしてくれというお願いをしておきながら、その日程そのものがいけなかったからということで、せつかく広聴特別委員会は調整してもらったのにそれを単独で断るとするのは、いささか問題がありませんかと。それならば、やっぱりいろんなことを含めた上で、やはりじっくり考えて調整していくべきじゃないかということを上げ上げたわけ。それから、その話の中で、広報特別委員会は単独で市議会モニターと協議できるというような話もありましたから、それはちょっと今時点では、突然すぎやせんかと。やはりまだ土壌が整ってないような状態の中でそういう発言で切り替えるというのは、いささか問題があるということで、私はやはり、現状では、広聴特別委員会が市議会モニターの窓口になっておるということを前提に考えた中で、広報特別委員会の取り計らいを進めるべきだという意見で、先ほどから申し上げたわけですから。そういうことを理解してほしいと思います。

大井淳一郎委員 笹木委員のことは言われることはあくまでも広聴特別委員会で決めた日程をこちらでまとまらないんだから、ちゃんともう一度、広聴特別委員会で日程について再度協議してくれという意味で言われたということでもよろしいですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）それであれば、今日、このような形でまとまりませんので、広聴特別委員会の中で日程について、日程をただやるだけではなくて、宮本委員が冒頭言われたように、告示後に市議会モニターと意見交換することの是非じゃないですけど、宮本委員が指摘したことも含めて議論していただいて、最終的に今後どうするのかということやっていただければと思います。ここでの議論を広聴特別委員会に、森山委員長にまた御足労を掛けることになると思いますが、そのような対応も必要ではないかなと思います。以上です。

宮本政志委員 先ほど笹木委員の話の中で、別段、広報特別委員会で単独でできますから、やる前提でとかっていうんじゃないでね、それができるのかできないのか、あるいは事務局の難しいということも踏まえた上で、今後その辺りを議論していきましょうと言いましたんで、少しニュアンスが違う。それと、今のこの話の流れでいきますと、広聴特別委員会に、22日、23日、24日でどうこうってことを投げたところで、もう日にちもないし、もともと先ほどの事務局の話では9人の市議会モニターから30日、31日、1日の前提での返答が来ていますから、この22日、23日、24日もう1回この日にちで広聴特別委員会で調整あるいは議論してくれっていうのは、これはもう難しいでしょう、物理的に。だってもう市議会モニターには30日、31日、1日で15名に言って、9人返事が返ってきているんなら。そうすると、広聴特別委員会で30日、31日、1日のこのままという日にちが、そのまま委員会を開いてもらって、出た場合ですよ。そういった場合に、結論は変わらんわけですから、結果は。今、広報特別委員会としてはどうするんですかと。それから、別に広聴特別委員会が決めたって言っても、広報特別委員会として申入れを22日、23日、24日と、日にちを入れて申出しとるわけ。その申入れの日にちと違う日にちが出てきたんだから、日にちが違うから、その申入れに対して取り下げるか取下げないかっていう議論も全くおかしくない。これ広報特別委員会に日にちを設定してなくて、広聴特別委員会が日にちを言ってきて、その日にちはどうだから駄目ですっていうことならば、おかしい議論になってくるけど、別段こっちが申し入れた日にちと違う結論が出たんなら、申入れを取り下げさせていただきますと。全くおかしい議論になっていない。だからその辺りっていうのをしっかり今日決めとかんと、あれですよ、このままピュッと行くと、結論全く出んまんまってことになりますよ、委員長。

森山喜久委員長 再度確認なります。今申入れはこれ、あくまで22日、23日、24日に広聴特別委員会に出しました。それに対して広聴特別委員会は8月30日、31日、9月1日という話になっています。今その8

月30日、31日、9月1日でも日程調整ができれば、やはりやったほうがいいのではないかという話と、それぞれ意見が分かれています。でも今回については流すべきだという意見、そして告示後であれば、やはり議案審査第一だということで、8月30日、31日、9月1日では、やはりやるべきではないという意見の3通りで分かれています。今の状況であれば、全体的な合意形成は難しいということであれば、今回の日程で申入れについては取り下げる方向でいきたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。8月22日、23日、24日と、また、広聴特別委員会から提案のあった8月30日、31日、9月1日についても、この度は、市議会モニターとの意見交換会はちょっと難しいと、できないという形でこちらのほうは……

奥良秀委員 私も広聴特別委員会というのは、市議会モニターで見させていただいたんですが、もう8月30日、31日、9月1日でやる方向性の話で進んでいると思うんですが、ちょっと事務局に教えてもらえたらと思います。

島津議会事務局次長 8月30日、31日、9月1日で広聴特別委員会で決定しましたので、やる方向で進めております。

奥良秀委員 今、質問したのは、私たち広報特別委員会が8月22日、23日、24日で、市議会モニターとの意見交換を広聴特別委員会と一緒にやりましょうという申入れはしました。申入れをした結果、広聴特別委員会はこの日は駄目だけど、8月30日、31日、9月1日だったらいいですよってという話で、広聴特別委員会は——もうこの日を広聴特別委員会でここでは今、広報特別委員会はもう出ないよってという話になりつつありますが、一緒の市議会モニター会議を行う予定になっていますよねという確認を取らせてもらいました。実際問題、要はこの8月22日、23日、24日を広報特別委員会が言わなければ、この広聴特別委員会は、実際どうだったのかなと思ひまして、私たちがこれを投げ掛けなければ、

いつもどおり、9月の定例会後にやられたと思うんですがいかがですかね。

島津議会事務局次長 広聴特別委員会の場でも述べさせていただきましたが、前回の広報特別委員会にも出ておりました、広報特別委員会においては取りあえず一緒にやることを申し入れることは決定したところです。それから日にちと公開については、決めるのは広聴特別委員会だから申出したということですから、たとえ日にちが9月の終わりになったとしても、1番の議会だよりについての意見交換会を行うのであれば、広報特別委員会は出席するということがあったと思いますと広聴特別委員会の中では答えております。

宮本政志委員 だから、これは、申入れをするときは先ほども言ったように私も反省していますけど、あくまで市議会モニターとの意見交換会に関しては、広聴特別委員会の権限だという前提の下で来たから、広聴特別委員会に市議会モニターとの意見交換を実施してくださいと。理由はこうですと、そこに広報特別委員会も参加させてください。だからこの申入れには、1番には、広報特別委員会も参加したいって書いてあるわけですよ。ところが、そうじゃなくて、今からその議論を進めていって、さっきも言ったけど、結果として広聴特別委員会のみが市議会モニターとの意見交換会の是非に対して権限があるのか。あるいはそうじゃなくて、それは今から議論しましょうって言っているわけですよ。だから、その辺り私も反省すべき点だなと思っていますよ。広聴特別委員会に、意見交換会をしてもらわざるを得ない、これがないと広報特別委員会は市議会モニターとの意見交換出来ないという前提だから申入れしたわけですよ。それで広聴特別委員会は市議会モニターとの意見交換をしましょうと決めてもらった。それで、そこにも広報特別委員会が参加するんですね。ところが、申入れには8月22日、23日、24日という日にちも設定してお示ししているわけですよ。理由も森山委員長は、度々広聴特別委員会で述べておられましたよ。でも、30日、31日、9月1

日の日にちが変わって、広聴特別委員会は、市議会モニターとの意見交換を実施しますって決めたわけでしょ。だからその広聴特別委員会を決めたことに対して、広報特別委員会としては、この申入れに関しては取り下げさせていただきたいという旨を仮に伝えた場合は、広報特別委員会は参加しませんと。なら後は広聴特別委員会が考えればいいことですよ。30日、31日、9月1日に対してね、いや、市議会モニターとの意見交換しよう。でも、そこで議会だよりのことになってしまうと、越権行為が出ますよね、広報ですから。だから、その越権行為が出ない範囲での広聴特別委員会の権限内で意見交換するのか、あるいは広聴特別委員会がそれを見送って通常どおり9月定例会終わった後に意見交換するか、その辺り広聴特別委員会が決めたらいいいことなんで、こっちが申し入れたから、向こうが「はい、いいですよ」って日にちが返ってきたから、今さら断ってもどうだっていう、そんな議論というのは一切関係ないと思いますね。だから、もう委員会としての方向性というのをきちっと決めんと、市議会モニターも30日、31日、9月1日でこのまま開催されるんだろうか、開催されないんだろうかということになってしまいますんで、この辺りは今日結論を出していくべきだと思いますよ。以上です。

森山喜久委員長 今、意見を頂いた状況になりますが、他の方から御意見はありますか。

大井淳一郎委員 こちらが日程調整の上で、日にちを指定せずに、単に参加したいということであれば、向こうが指定した日があれば、それに応じることもあるかもしれませんが、こちら22日、23日、24日で日付を挙げて申入れをしています。それに対して別の日を挙げてきました。それに対して広報特別委員会の中で、皆さんがおおむね了承すればいいんですけど、御覧のとおり議論が錯そうしていて、まとまらないんで、やはりそれを広聴特別委員会に伝えて、宮本委員が言われるように申入れを今回これはなかったことにすると伝えればいいんじゃないかなと思うん



ですよね。それをちゃんと広聴特別委員会の中で、今後、市議会モニターとの意見交換をどうするか、広報特別委員会とも交えた意見交換あるいは単独でやるかということも含めて議論していただければと思います。以上です。

中村議会事務局主査兼議事係長 今回の案件がイコール連合審査に近いかどうかはちょっと置いておきますが、連合審査会の申入れのときの形態として、一応お伝えします。連合審査会の開会を申し入れるときは、関係委員会に日時を特定して行います。今回で言うと恐らく——広報特別委員会が、連合審査とは全くイコールではないという前提でお聞きください。形式がそれに近いかなと思って話していますので——その日時を今回は指定して多分申し入れた形式になっていると思います。相手方の都合もあり、申入れ日時に開催できないこともありますので、その場合は改めて開会日時場所について、委員会で協議する必要があります。今、その協議をしている中で、恐らく22日、23日、24日は難しいということであれば、取り下げようっていう議論が出ていて、今、大井委員がまとめられたのは、そこも踏まえて広聴特別委員会もう一度そこを話したらっていうお話と理解しました。ここまではよろしいですか。なので、今後のやり方としては事前の詰めがなかなか今回うまくできていなかったもので、連合審査の場合は委員長一任で日時等もできるようになっていますから、事前によく調整をした上で事を運べば、以後については、問題はないのかなと思います。ただ、今、30日、31日、1日で行うということで市議会モニターにもお伝えしていますし、そこはこの委員会で決めていただかないと事務局がするかしないかは決められませんので、委員の皆さんに決めていただくしかないのかなと思います。

宮本政志委員 ただ今、主査が言われたことで一点、うちの委員会はいくまで、今回の申入れを例えば、取下げますって形を出したとしても、市議会モニターと30日、31日、9月1日で意見交換をしましょうって決めたのは広聴特別委員会だから、広聴特別委員会がいやそれでも単独でうち

は30日、31日、9月1日予定どおり市議会モニターと意見交換しますよって決めたら広聴特別委員会のことですよ。ただ、さっき言った、議会だよりに関してっていうのはね、越権行為になっちゃいけないからそこは多少、意見交換の内容シビアになってくるよって、さっき、言いましたけどね。じゃあもう広報特別委員会が申入れを、取り下げるのであれば、我々は、もともと9月定例会が終わってからっていうことだから、うちも30日、31日、9月1日は、市議会モニターに「すみません、中止いたします、取消します」っていうことは、これ広聴特別委員会が決めればいいことですね。だから、市議会モニターに対する対応っていうのはちょっとうちがすぐ、こうだああだっていうことがちょっと言える立場じゃないと思うんで、あくまで、この申入れに対してどうするかという結論さえ出せばいいと思いますよ。

森山喜久委員長 今、申入れについて取り下げる方向性が強いと思っていますが、取り下げる方向に対して異議のある方意見のある方、いらっしゃったら、発言をお願いいたします。

宮本政志委員 私は、異議ありません。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、もう少しその広聴特別委員会の立場も考えて調整できないかなというのを、最後に私が言った話なんですけどね。だったら単純に、こういう広報特別委員会だけで物を諮るのではなく、広報特別委員会とすれば、広聴特別委員会に申入れをしたわけですよ。ただ、そこで残った問題は、日にちを指定しておったから、本当はその日にちの指定のときに、それはできませんだけの返事やったらよかったわけ。そこでお断りになったから、できないんですねで終わったんだけど。広聴特別委員会が、そこを更に協議をして、自分たちはそもそも予定しておった市議会モニターとの意見交換会を繰り上げて行うという、その日程変更が起こったわけですよ。そこで今回の問題が起こってきたわけ。だから、そもそも出してきた私たちのほうから、実はこ

うこうだから、私たちは、22日、23日、24日を予定してたけれどそれは駄目だった、いろんな御配慮でこうしてもらったけれど、それもあんまりよくないですねと。だから、いわゆるそのことも含めて変更できませんかということがもう1回できないかということのをさっき申し上げたわけ。その手続が取れないかということですよ。そうであれば、両者うまく丸く収まるわけですよ。問題はそこです。ただ、広報特別委員会だけが、いやいやそれはもう駄目ですと断るということだけではなしに。でないと、広聴特別委員会がどうあるべきか私もよく分からんけど、それは広聴特別委員会のこといやっていうわけにならんでしょ。やっぱり議会として考えていかなくちやならんと思うからね。そこを思うわけ。その辺はどうでしょうかね。

宮本政志委員　ちょっと言いよってことがよう分からんですね。広聴特別委員にもう1回、22日、23日、24日で、日にちをどうにかなりませんかと調整してみたらどうかって今受け止められたけど、そういう意味かな。それならば物理的に無理よね。

笹木慶之委員　22日、23日、24日というのは広聴特別委員会からすればそれじゃできないという返事だったんでしょ。できないから、30日、31日、9月1日ならどうかということで、日にちを変更してきたんでしょ。そこで、今度は広報特別委員会としては、それじゃできないというところに至ったわけ。だけど、広聴特別委員会とすれば、自分たちはそもそも9月のいわゆる議会が終わった後に開催しようと思っておった市議会モニターとの会議を、繰り上げたんでしょ、申入れを受けたから、そうじゃないんですか。そういうふうに聞いていますけどね。それだったらね、私たちはこれで受入れられんから、繰り上げなくてもいいから、それをもとに戻しちゃったらどうですかという話までしたらどうかっていうことです。穏やかに済むじゃない、皆さんが。そういうことでないと穏やかに済まんのではないですかね。ならね、ここではこういう議論をしなくて済むじゃないですか、両者とも。

大井淳一郎委員 それを踏まえて、だから取り下げる、取り下げました、なかったことにしてくださいっていうので終わらせるんじゃないくて、このように議論がまとまらないので、うちとすれば30日、31日、9月1日は難しいということで、まとまらないということを伝えて、それを踏まえてどうするかということ、最終的に広聴特別委員会で日程を決めて、広聴特別委員会で最終的に決めてくれちゃうのは、宮本委員も言われていることなんで、こっちで勝手に決めるんじゃないくてね。だから、それは最終的に広聴特別委員会で決められることだと思います。本来の形に戻すかってことです、最終的になれば。以上です。

宮本政志委員 だから、そこでさっきそこで広聴特別委員会に投げて、広聴特別委員会がいよいよこのまま30日、31日、9月1日でやりますよと広聴特別委員会が決めた場合に、じゃ、広報特別委員会としてはどうするんですかの結論がなかったら困るんじゃないんですかって今言うわけ。片や取り下げましょう、つまり、30日、31日、9月1日やったら広報特別委員会としては出席しませんという意見も出ておる。片や、いやそのまま30日、31日、9月1日で出たらいいじゃないかと意見は割れとるわけでしょ。だから広聴特別委員会に投げた場合に、広聴特別委員会がもしそのままこのままやりますという結論を出したときに、広報特別委員会どうしますかという結論を出しとかんと、そのときにまた今日のように集まって同じ議論をせんにやりますよって言いよる。だから、今、大井委員が言われることはごもつともよ。だけど、広報特別委員会の方向性を広聴特別委員会に伝えんとね、話が決まりませんと、広報じゃ、今こういう状況ですと、広聴特別委員に投げました、広聴集まったら、いや30日、31日、9月1日も決めたんだから、やりますよと。おたくが申し出たんやけえ広報特別委員会は参加してくださいよと。ところが割れとるわけですから、その辺り決めとかんと、また同じ議論に堂々巡りなりますよって言いよる。

大井淳一郎委員 広聴特別委員会に投げたときに、私たちまとまらないってことを伝えた上で広聴特別委員会が、30日、31日、9月1日で決めたんだから、おまえら出てこいっていう権限は、そこまではないと思うんですよ。僕らは意思がまとまっていないですからね。だから、広聴特別委員会はそうですかと。そうなったときに、議論する中で、30日、31日、9月1日でもう市議会モニターにも連絡している、何人かは連絡しているということを重視して、広聴特別委員会だけでやりますっていうことになるのか、広報特別委員会がそういう意向であれば、この話はなしにして、従来の9月定例会後にするっていうのを決めるのは広聴特別委員会だと思うんですよね。そういうことも含めた議論を広聴特別委員会でやってくれというのは、笹木委員も言われていることなんで、それでいいと思うんですよね。

笹木慶之委員 それでいいと思いますよ。だからやっぱり義理立てというか、頼んだ結果がこうなったんだから、そこを切り捨てるんじゃなしに、私たちの意向に沿っていないが、御配慮いただきありがとうございました。だけどその御配慮には、私たち応じかねますので、どうぞ元の状態に戻してくださいと。広聴特別委員会はね。ということまでもう1回しておけば、広聴特別委員会に対する義理立ては済んだということになるんですよね。でないとせっかく配慮してもらって自分たちの予定しておいた市議会モニターとの会議を繰り上げてもらってやね、こちらに多少合わせてもらったっちゃう気がするからね。だったらもう1回プッシュして、おわびを入れながら、お断りするほうがいいんじゃないかなと思うんです。

宮本政志委員 そうしたらね、委員長、確かに先ほど大井委員が言われたように、ここで、多数決でうんぬんという問題でないから、今のこの流れで言うとね、中岡委員も大井委員も笹木委員も、私も今同じで、後は、奥委員の考えを聞かれて、ここでもし一致するのであれば、広報特別委員会としての結論がもう出るんじゃないですか。奥委員の意見をしっかり

聞かれたらいいと思いますよ。

奥良秀委員 私としましては、先ほど来からずっと意見を言わせてもらっている中で、何を目的に22日、23日、24日を、この広報特別委員会で決めたのかっていうところが、要は、議案が出てから、議案審議に注力したいとかそういう意見等々が出る中で、せっかく広聴特別委員会に投げ掛けをして、30日、31日、9月1日っていう折衷案を出していただいたのであれば、時間がどのくらいあるかは分かりませんが、市議会モニターの1年間も意見も聞いてない中でやりたいっていう広報特別委員会の中での意見もあったのであれば、私は早くやっていただきたいとは思いますが。この広報特別委員会の委員の皆さんのお考えがそうであるのであれば、多数に少数なんで、皆さんの意見に沿いたいと思います。以上です。

森山喜久委員長 それでは、個人的な意見があっても全体の総意に沿っていくということでもよろしいんですかね、奥委員は。（「はい」と呼ぶ者あり）それで全体的な流れとしましては、こちらの今回の申入れについて取り下げるといふ形になると思いますが、まずはそちらの確認を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。異議なしということでもよろしいですかね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）あと2点目になりますが、広報特別委員会から広聴特別委員会に取下げの話をしたときに、結局は30日、31日、9月1日に広聴特別委員会は開催するとなったときに、私たち広報特別委員会のスタンスを再度確認しておきたいんですけど、そちらについて、基本的には参加しなくていいんじゃないかという話と、参加すべきという意見が分かれておったと思いますが……（発言する者あり）すいません。間違えたね。

笹木慶之委員 つながっているわけですよ。もともとアクションを起こしたのは我々なわけ。22日、23日、24日で申入れしたわけ。広聴特別委員会に他の日程だったら、駄目ですと言ってしまえばよかったものを、

それじゃ広聴特別委員会は調整してくれちゃった。わざわざ早めてね。それはやっぱり感謝せんにゃいけないと思う。だけど我々の意義にはそぐわなかったわけ。だから、もう申し訳ないけどそれじゃそぐわんのですよ。だからもう一度調整してください。それと私たちができないから、だったら、もともとの9月議会が終わった後の市議会モニターとの会議でいいからとすれば、向こうに対する義理立てができるじゃないですか。それで、なおかつしてやったらそれはもうまた別問題のことであって、だけど一応その段階までやってくださいっちなことよ、委員長で。だからこれで駄目だということじゃなしに、どれかお願いしたけども、ちょっとお願いしたいんですけどこうですよということ。きちっと話をしないと。そしてその結果、いやいや、広聴特別委員会だけでも、やることいっぱいあるし、やるんだと。やってなら、そうですかということになるじゃない。だけどそれはちょっと、そこは今結論ないよ。一応言うことを言えば、30日、31日、9月1日もやね、だったら私たちも、後でしようかとなれば、お互い一緒にやれるじゃないですか。そういう話に持って行ってほしいということ。

森山喜久委員長　ちょっと私は勘違いしていますね。申入れは取り下げて、一旦白紙状態にするということで、こちらから申し入れていくという形になります。あと広聴特別委員会で、どのような取扱いなのかっていうのはちょっと分かりませんが、基本もともとの、当初の予定どおりに、議会の終了後に行うかどうかというところは、広聴特別委員会に委ねて、そちらでまた進めていく。ただ、市議会モニターとの意見交換会について、広聴特別委員会含めてやらなきゃいけないのか、例えば広報特別委員会とかデジタル化推進特別委員会とか単独で開催ができるのか、その辺は、また今後、議論を進めていくという形で、また広聴特別委員会には単独開催ができるかどうかというところを議論してもらおうというところを押さえて、進めていきたいということによろしいでしょうか。

宮本政志委員　今、その流れは委員長が言われたことでいいと思います。ただ、

一番重要なのは、先ほど奥委員が言われたね、もともと、なぜ、この9月定例会、特に本会議の9月2日、この初日より前にやりましようかっていう、もともと、先ほど奥委員が言われたことが一番、今回のこの申入書の重要なところで、この2番目に書いていますよね、市民目線の意見をいち早く取り入れるためとかっていう、もともとの目的があった。だから9月定例会が終わった後じゃ駄目なんだ。そして26日の告示日ということが出てきて、それ以前とか以降って今議論になっているんで、今後の広報特別委員会として、もともとはね、議会だより、あるいは広報活動今後のこれについていち早く、市議会モニターと意見交換をして、情報収集したいと。この趣旨が少しずれていきますんで、これは一番大事なところがもともとの論点ですからね、やっぱり論点をきちっと持って、前提として、9月定例会後の広報特別委員会で、この点は、重要点ということで進めてください。お願いします。

森山喜久委員長 貴重な意見、ありがとうございます。あともう1点ちょっとこちらからの提案になりますが、せっかく今回は市議会モニターに議会だよりについてという話もありましたので、この最近の議会だより1年分を市議会モニターに送付させていただきたいと。こちらは、今後の参考に、一旦、資料提供していきたいと思いますが、この点について皆さん、どうでしょうか。

大井淳一郎委員 そもそも私たちと、広聴特別委員会の議論によりますけれども、9月定例会後となったときに、いずれにしても、市議会モニターに議会だより等の情報を受け取って、それを基に、いろいろな御意見を頂くことになりますので、その情報提供は必要だと思っております。それが市議会モニターの職務でもありますので。以上です。

森山喜久委員長 議会だよりについては、市議会モニターに情報提供させていただくということで、御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということで、そちらで進めさせていただきたいと思えます。再度



確認になりますけど、この度、広聴特別委員会に出しました申入書については、取り下げますのでよろしくお願ひします。その他、何かありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして広報特別委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

---

午前10時57分 散会

---

令和4年（2022年）8月18日

広報特別委員長 森 山 喜 久